

高度管理医療機器等営業所管理者兼務廃止届書

事 項	高度管理医療機器等販売業・貸与業の営業所の管理者を兼務しなくなったとき
根拠法令	法 律 第 39 条 の 2 第 2 項 た だ し 書 施 行 細 則 第 6 条 通 知 「高度管理医療機器等営業所管理者の兼務について」(平成 26 年 11 月 18 日 付 け 26 薬 第 333 号)
提出部数	1 部 (松本市保健所)
添付書類	現に受けている兼務許可指令書 (指令書を紛失した場合には、理由書)
そ の 他	兼務しなくなったときから 30 日以内に届け出ること。

(別紙様式2)

高度管理医療機器等営業所管理者兼務廃止届書

許可指令番号	松福食指令第 号
許可年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
備考	

上記により、廃止の届出をします。

年 月 日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
住 所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
氏 名

松本市長 殿